

障害者職業センターとは

障害者職業センターは「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営しています。

当センターでは、障害のある方や障害のある方を雇用する又は雇用しようとする事業主の方に対して、県内のハローワーク（公共職業安定所）や関係機関との密接な連携のもとに、職業リハビリテーションサービスを行っています。

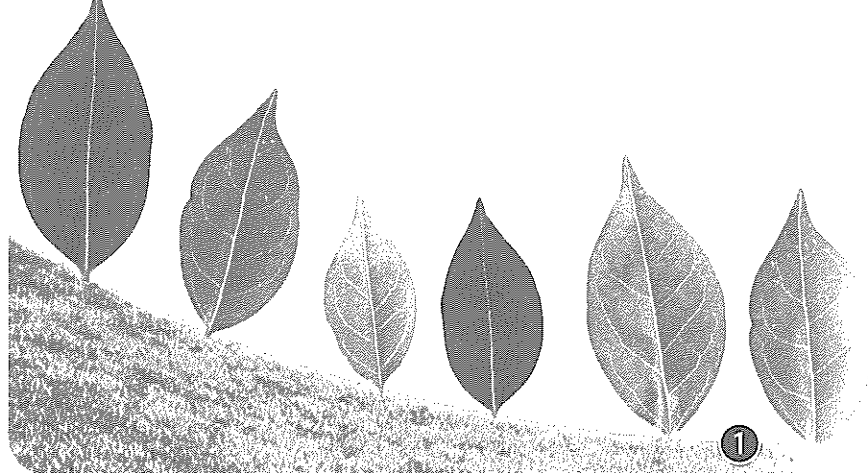
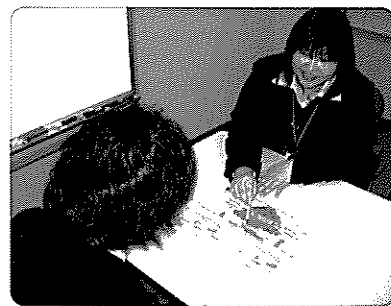
障害者職業カウンセラーが障害のある方への相談・評価、事業主の方への相談にあたり、カウンセラーの策定した「支援計画」に基づき、ジョブコーチ、支援アシスタント等の専門スタッフが支援を行います。

また、地域の関係機関に対しては、「就業支援基礎研修」の実施や、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行います。

就職を希望する障害のある方を対象に

職業相談・職業評価

障害者職業カウンセラーが、働く上での課題や現状を整理し、仕事に就くための取り組み方や仕事の選び方、必要な支援等について相談を行い、就職や職場への適応、職業生活の安定を目指した、支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。



サービスの基本的な流れ

